

1 日 時 令和2年(2020年)7月10日(金) 10時30分～11時50分

2 場 所 十勝総合振興局 4C会議室

3 出席者 以下のとおり

(1) 委員及び特別委員

部会長 小林 聖恵 (帯広大谷短期大学准教授)  
特別委員 鈴木 恵子 (鈴木徹建築設計室 一級建築士)  
特別委員 富山 和也 (北見工業大学准教授)  
特別委員 金子 ゆかり (有金子設計事務所 一級建築士)  
特別委員 植松 秀訓 ((一社)帯広観光コンベンション協会 専務理事)  
特別委員 野田 敏 (根室商工会議所 専務理事)

(2) 事務局

十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課長 中上 貴恵  
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係長 山口 将司  
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係主事 庄司 将己

4 傍聴者 なし

5 審議事項

- ・ 「ツルハドラッグ帯広西20条店」(帯広市)の法第5条第1項(新設)の届出について

6 議事要旨

- (1) 「ツルハドラッグ帯広西20条店」(帯広市)の法第5条第1項(新設)の届出について、  
案件概要及び事務的説明における確認事項の説明を行った後、次の質疑、発言があった。

ア 事務的説明における確認事項

- 施設配置図(届出書P16)に「イートイン」スペースがあるが、その内容詳細(提供する食べ物・席数など)を確認したい。合わせて発生する生ゴミについて確認したい。

イートインは休憩所(10席程度)として運用、飲料自動販売機は設置するが店舗で料理提供はない。来店客が店内で購入したパンやお菓子を食べることは可能だが、生ゴミは殆ど発生しないこと、ゴミの分別については、燃えるゴミ・燃えないゴミ・飲み残し飲料等のゴミ箱を設置し、毎日従業員が回収・分別して廃棄物等保管施設に一時保管し、適切に廃棄処理を行うことを確認。

- 併設施設は出店が白紙となったとのことだが、別テナントが、混雑が予想される店舗であった場合、ツルハドラッグの必要駐車台数を浸食してしまう懸念がある。

指針では、ツルハドラッグ単独の場合の必要駐車台数は41台、併設施設込みで45台と算定されており、これに対して62台の来客駐車場を用意。当初の計画では、併設施設では38テーブルを予定、そのピーク時間(土日の夕方5時以降)とツルハドラッグのピーク時間帯(午前11時前後)とは重ならない想定のため、62台の駐車台数で不足しないものと判断。今後も併設施設の誘致にあたっては、駐車スペースの点も考慮していくことを確認。

- 立面図(届出書P9の左端に100の記述)は、路面と店舗に10cmの段差があるという意味か。駐車場から店舗へ入る際に段差はあるか。その段差の解消方法は。

雨水等の店舗内への流入防止のため店舗床を駐車場地面より10cm高く設計。店舗入口前の歩行者帯は、アスファルトをすりつけて緩やかな坂として段差が生じないようにしていることを確認。

- お年寄り及び身障者用の駐車マスが出入り口①に近いと危険とを感じる。店舗中央に変更できないか。

ツルハドラッグでは、駐車場が混雑して駐車場所を探すというタイミングは少ないことから、お客様には店舗入口の近くの駐車マスに短い経路で到達できるよう駐車場レイアウトを

計画。ハンディキャップ駐車マスの位置については、駐車時に取り回しがしやすいよう、向かいに自動車がない広い空間が確保できる計画位置を設定。出入口①には近い位置に配置しているが、出入口の出庫車線側に位置しており、出庫する運転者からはハンディキャップ駐車マスの様子を確認しながら運転できると判断、前述の取り回しのしやすさを考慮し決定したことを確認。

- お年寄り及び身障者用の駐車マス後方にバリカーがある。車椅子の顧客が下車した後の動線を確認したい。（駐車場側から入口前の歩行者帯を通過して入店するのか）

店舗と店舗前駐車マスの間に幅約 2m 程度のポーチを作り歩行者の通路を計画。自動車の誤操作からの歩行者の安全確保と店舗突入防止を目的として、駐車マス後方にバリカーを設置、更に店舗の腰壁を 75cm とし店舗の安全性を確保。

ハンディキャップ駐車マスは、幅を 3.5m と広くし、歩行者帯（ゼブラゾーン）を設けている。現在の配置は、歩行者帯（ゼブラゾーン）から、車椅子の来店客が一人で入店する場合の動線は、駐車場側から入口前の歩行者帯を通り入店いただくこととなることから、ハンディキャップ駐車マスの位置を入口前歩行者帯側へ変更し最短距離で入店できるように変更を検討することを確認。

- 当該搬入車出入口について、交差点からの距離は適正か。（法律で交差点から 5m 以上開ける必要があるのではないか）

駐車場法は不特定多数の利用が見込まれる駐車場及び出入口を規制しているが、荷捌き施設や社員駐車場などの専用駐車場は対象外。指摘のとおり、出入口は交差点から離れる方が望ましいが、当該店舗では荷捌き施設から直近交差点は視界を遮るものではなく、視認しやすいこと、店舗建物に遮られて見えづらい西側からの自動車・歩行者等のためカーブミラーを設置すること、さらに搬入車両注意表示看板を設置することなどの対策を行うことを前提に、警察や道路管理者等に認めていただいているもの。荷捌き施設を利用するドライバーへの安全確認徹底を指導していくことを確認。

- 出入口①②付近は街路樹が植えてある。低い位置の枝が伸びていると視界不良となり危険。道路管理者との協議の中で、街路樹の手入れなどについて話題に上がっていないか。また事業者側から要望は出していないのか。

道路管理者は、信号機や道路標識の視認性を確保し歩行者の通行の妨げにならないよう街路樹の低い枝は落とすものと認識。駐車場からの出庫の際、ドライバー視線である地上 1.5m の高さで見通しが必要となるため、これが確保できない恐れがある場合は、民地側から道路管理者に申し入れをすることを確認。

（道道の管理について、当局建設管理部へ確認した結果について説明）

道道の管理については毎日パトロールを実施、歩道の街路樹は、車道側は高さ 4.5m、歩道側は高さ 2.5m を確保できるよう枝を落とす運用を実施。民地側から通報があった場合は、速やかに現地確認を行い対応することを確認。

- この店舗周辺は裏通り（出入口③側の道路）を使う住民が多く、③を使う頻度が高いと予想される。出入口①③と 2 箇所の出入口が店舗と近い位置にある。来店者は店舗の近い位置から止めていくため、駐車場から店舗に向かう客と来店車が交錯する恐れがある。出入口③の位置は店舗から離れた位置に設置することはできないのか。

ツルハドラッグでは、駐車場が混雑して駐車場所を探すというタイミングは少ないことから、お客様には店舗入口の近くの駐車マスに短い経路で到達できるよう駐車場レイアウトを計画。駐車場内の幅員は 6.5m 以上と一般的な駐車場より広く設計しているが場内の安全確保のため、駐車場内での車路の走行を極力少なくする設計としていることを確認。

- 帯広市との協議で「出入口路盤は重車両タイプにする」とのことであるが、その施工実施のエビデンスとして写真データなどを提供しているのか。

駐車場出入口は、施工前に道路管理者に対して道路法第 24 条に基づく申請の上許可を得ないと付設することはできないことから、事前に協議を行い、設計図書と許可申請を提出、許可後に施工し、完了検査の際には施工中の工事写真や施行報告書を提出することを確認。

## イ 質疑、発言

(部会長)

委員の皆様から何かご質問はあるか。

(A 委員)

周辺交差点の飽和度等の予測について、届出書 19 ページで西 21 南 2 の交差点で予測されているが、この場所で良いのか。19 ページではテキサスの通りを挟んだところに「計画店舗」の記載があるが誤りではないか。先ほど駐車場と店舗のレベル差についての説明をいただいたが、ポーチと駐車場に段差がある部分があり、届出書の添付書類ではこのレベル差を把握するのは困難。事業者では設計の際に、外構図等作られている筈なので、添付してもらえれば判りやすいのではないか。

(事務局)

周辺交差点の飽和度の予測なので、一番近い交差点で検討されていることから位置としては問題ないと考えているが、19 ページの図で「計画店舗」の記載位置が誤っている。

この予測位置の考え方については念のために確認させていただく。

また、レベル差がわかる資料については、審議会開催にあたっての追加資料として提示できるよう事業者へ依頼させていただく。

(B 委員)

先ほど、振興局の駐車場で、車椅子で来庁された方が車椅子を車から降ろす際に介助が必要なため声がけをされた。ハンディキャップ駐車場について、停めるスペースだけあっても、介助者等が必要な場合があるため、駐車場にインターホンなどをつけて、介助者を呼ぶなどできればいいなど感じたところ。他の店でもインターホンがついているのはあまり見かけないが、介助者がいない場合はどうするのか、と疑問に思った。

(部会長)

ソフト面についても、店舗側に考えてもらえれば、利用者は安心できる。このような意見はどのように取り扱ってもらえるのか。

(事務局)

法律上、直接関係しない意見についても、審議会での意見として、事業者へはこれまでもお伝えしてきたところ。

(部会長)

ハンディキャップ駐車マスの位置は難しい。自身で車椅子を上げ下ろしができる方は、右側が広い方が使いやすく、介助者が運転している場合は、左側が広い方が使いやすと考えられる。届出書記載の駐車マスの位置では、駐車場側から歩行者帯へ向かうことになるのか。

(事務局)

事業者との確認では、駐車マスと店舗の間は、歩行者帯部分以外は 10cm 程度の段差がある。よって現在のハンディキャップ駐車マスの位置では、介助者がいれば 10cm の段差も登れるかもしれないが、車椅子の方が一人で来られた場合は駐車場側を回って入店する必要があるため、段差のない歩行者帯に近い方がより安全と考えたもの。

(A 委員)

介助者がいても車椅子で段差を乗り越えるのは難しいのではないかと。駐輪場について、写真をみると何も仕切りがないようだが、利用者がはみ出してハンディキャップ駐車マスに浸食してしまったら、使いづらいと考える。ハンディキャップ駐車マスについて、前回の事務的説明で店舗中央に変更できないかと意見したところであり安全性という観点ではやはり出入口①③から遠い方が良いと思う。事故や苦情等があった場合は速やかに改善してほしい。今回複合施設が白紙となったため届出書記載のとおり駐車場を整備しないとのことであったが、これはいかなるものかと考える。

(事務局)

今回の届出では指針に基づく必要台数は 45 台であり、それに対して 62 台準備するとの届出。併設施設のないツルハドラッグ単独の面積で計算すると 41 台となる。まずは指針台数を満たすかどうか、満たさない場合は問題ない理由や考え方を説明する必要がある。

今回の届出では、指針台数よりも 20 台近く 62 台する計画となっており未整備により減った分は従業員駐車場を開放することから、届出台数は満たしている。

(A 委員)

申し上げたいのは、別の施設に使おうと思っていた駐車場は含めず、申請をした方がいいのではないか、ということ。

(事務局)

複合施設で、駐車場を共用し運営する場合は、このような届出とする必要がある。物理的に駐車場をわける場合であれば含めず申請することとなる。

(B 委員)

共用する場合、駐車台数の低減率を出す方法があるようだが。

(事務局)

現在の指針では併設施設の面積に応じて加算し算出する。

(B 委員)

建物の用途によって、来客数が変わると思うが、それに応じた予測をたてて、それに対する低減率とかを数値化して算出しているのか。

(事務局)

指針では、併設施設の面積に応じて加算。

加えて今回の届出では、元々予定していた併設施設のテーブル数やピーク時間などを考慮した上で計画したもの。

(C 委員)

入る予定だった店舗が入らなくなったという場合、新たに届出は必要ないのか。今回は来店客が減る方向であるので影響はないが、未定で届出後に決定した場合は影響が大きいのではないのか。例えば、ここにマクドナルドなど混雑する店舗が入る場合、明らかに来店台数増える。その場合の手続きは不要なのか。

(事務局)

駐車場の運営方法の変更等がない場合は大店立地法上の手続きとしては不要である。

(B 委員)

大店立地法ができたときに、複合施設は想定していなかったのではないのか。

併設施設の面積に応じた加算という指針はあると思うが、駐車場の整備台数の妥当性は非常に難しい。

(部会長)

この部会では複合施設の駐車場について、よく話題になるところ。

(A 委員)

今後、テナントが決まった時点で、変更の申請は出てこないのか。

(C 委員)

大きな飲食店で、小売店舗の駐車場を侵食してしまうことが予想されていても必要ないのか。

(事務局)

今後小売店舗が入る場合は店舗面積増のため変更の申請が必要。飲食店の場合は、駐車場の運営方法等の変更がない場合では大店立地法上届出の必要はない。

(D 委員)

事務局の説明としては理解できるが、委員の皆様の心配は、併設施設について、混雑する飲食店が敷地内に立地され、それにより小売店舗の駐車場が侵食されるとしても一度審議会を通ったら何をしても良いのかということ。

(C 委員)

店舗未定で申請を出せるということか。一度通してしまっただけで、あとで何を誘致しようが自由ということか。

(E 委員)

すべてを法律・規則等で規制するのは難しいと思う。今回の件については、コロナの影響により白紙となったもので特異なケースである。本審議会は、あくまでも大店立地法の枠組みの中で審議するというので、その他の部分については、他の法律や規則といった話になるのではないか。行政側としても何か問題が発生すれば指導していくこともあると考える。この審議会での意見や地域住民の意見等を伝えていくことで一定程度効果はあるのではないかと。地元の例ではあるが、事業者側がずさんな部分があり、荷さばき場所で商品の仕分けをしていることがあり、子供たちがよけて通学しているという状況もあった。法律で規制されていても、実際にそのように運用されているか、については見ていかなくてはいけないと思う。審議会では限界を感じることもあるが、大事なものは声を出していくことではないか。

(D 委員)

良い悪いの判断ではなく、生活環境の保持の観点から審議会は意見を言う場だと考える

(事務局)

今後、テナントが入ったときの駐車場に対する懸念については意見として事業者へお伝えさせていただく。

(C 委員)

過去では併設施設未定で届出された例はあるのか。

(事務局)

未定の場合の例は、少なからずあると思う。今回のように届出後に白紙となった例はほとんどないのではないかと。事例については確認する。

(部会長)

他に発言はないか。なければ「ツルハドラッグ帯広西 20 条店」の新設の届出については「意見なし」とし別紙のとおり答申することで良いか。

(委員全員)

異議なし

(部会長)

それでは別紙のとおり答申することを決定する。

(2) 事務局から、次回の部会開催予定について連絡を行った。

## 7 審議会資料等

審議会答申文及び審議案件に関する概要は、議事録（概要版）に添付のとおり